

【消費者教育推進事業報告】

2019年度消費者教育推進事業の概要

1. 消費者問題講義

本学では、毎年度前期に教養教育科目の一つとして、後期に人文社会科学部専門教育科目の一つとして、消費者問題をテーマとする講義を各々開講している。これらを本学では消費者問題講義と呼んでいる。

2019年度前期の消費者問題講義は、教養教育科目のうち学部越境型地域志向科目「青森の多様性と活性化—消費者問題の取り組み—」として開講した。自然環境、食の安全、多文化共生、情報メディア、消費者契約、ライフスタイル、消費者志向経営といった消費者問題と消費者市民社会をめぐる幅広いテーマを学ぶ講義である。このために、本学教員（福田進治、保田宗良）の他、永井雄人氏（白神自然学校一ツ森校代表）、斗澤康弘氏（十和田おいらせ農業協同組合常務理事）、加藤徳子氏（消費生活アドバイザー）、坂本久美子氏（青森県消費生活センター主任相談員）、花田勝彦氏（さくら法律事務所弁護士）、大西二郎氏（NACS 東北支部長）といった学外の専門家が分担して講義を行った。また、青森県消費生活センターの見学・研修も行った。最後の2回はワークショップとして、学生たちが半年間の学習成果の発表を行った。全学の2年生を中心に31名の学生が受講した。

2019年度後期の消費者問題講義は、人文社会科学部専門教育科目のうち社会経営課程経済法律コース・企業戦略コース・地域行動コース特設講義「消費者問題の理論と実践」として開講した。この講義の前半は、消費者問題、消費者市民社会、消費者志向経営の概要を専門的に学ぶ講義となっている。これらを本学教員が担当した。後半は、多文化共生、環境・資源問題、食の安全と食品表示、持続可能な社会といった主として消費者市民社会をめぐる問題を中心に実践的に学ぶ講義である。これらを主として加藤徳子氏が担当した。また、青森県消費者協会が主催する消費生活フェスタにも参加した。講義の最後に、学生たちが半年間の調査研究の成果をまとめ、消費者フォーラム in HIROSAKI において発表した（発表の内容は第Ⅱ部を参照）。こうした講義を人文社会科学部2年生を中心に14名の学生が受講した。

消費者問題講義では講義終了後、受講した学生を対象にアンケート調査を行っているが、前期後期ともにおおむね好評であった。本学の消費者問題講義は、受講学生たちにとって、消費者問題や消費者市民社会について学ぶ貴重な機会になっている。

2. 消費者教育懇談会

2019年11月23日（土）、本学（総合教育棟318講義室）において消費者教育懇談会を開催した。弘前市を中心とする地域で消費者教育を推進するためのネットワーク作りの一環である。こうした懇談会の開催は弘前地域で初の試みであった。出席者は、本学教員の

他、同生協職員、同大学院生、複数の県内高等学校教員、消費生活アドバイザー、青森県消費生活センター職員の計 11 名で、多彩なメンバーが情報交換・意見交換を行った。

懇談会では、まず主催者側から話題提供を行った。第 1 に、本学教員（保田宗良）が、日本消費者教育学会の研究動向、とくに高大連携、有益な教材作成の関する研究について紹介した。第 2 に、本学教員（福田進治）が本学の消費者問題講義（前項参照）の内容や成果について紹介した。第 3 に、増田あけみ氏（青森県消費生活センター）が、同センターの「高等学校における消費者教育推進事業」の成果について紹介した。

その後、出席者同士の情報交換・意見交換が行われた。家庭科教育のあり方や他の教科との連携、事業者の視点から消費者問題を学ぶことの必要性やその方法、消費者教育活動に関する情報交換の充実、ネットワーク構築の必要性等が大きな話題となった。初の試みで試行錯誤であったが、各出席者にとって得るものが大きかったものと思われる。

次年度以降もこうした試みを継続し、さらに出席者を増やしなが、弘前地域における消費者教育推進のためのネットワークを広げていきたいと考えている。

3. 消費者フォーラム in HIROSAKI

2020 年 1 月 25 日（土）、本学（人文社会科学部校舎 4 階多目的ホール）において消費者フォーラム in HIROSAKI を開催した。このフォーラムは本学教員や学生、弘前地域の専門家等が消費者問題に関する調査研究の成果を大学内外に発表する場として、青森県消費者協会との共催で、毎年本学で開催している。今回で 6 回目の開催となる。本学教員の他、大学生、高校生、高校教員、消費生活アドバイザー、青森県消費者協会職員、県内自治体の職員等、計 47 名の多彩なメンバーが参集し、以下の基調講演と大学生の成果発表に耳を傾けるとともに、近年の消費者問題や消費者市民社会実現の取り組み等をめぐって議論を繰り広げた。

最初に「はじめに」として、本学教員（保田宗良）が 2019 年の本学の消費者教育推進事業の概要について説明した。

続いて、第 1 部は基調講演として、丸山愛博氏（青森中央学院大学経営法学部）を招聘し、「マッチング型プラットフォームと消費者の法的責任—フリマアプリを利用する際の注意点—」と題する講演を行って頂いた。講演では、近年急速に普及しているフリマアプリ等に代表されるプラットフォーム事業の現状を踏まえて、その問題点や解決策について民法学者の視点から解説が行われた（講演の詳細は本書第 II 部を参照）。

第 2 部は大学生の成果発表として、本学学生からなる 3 グループが学習成果の発表を行った。このうち 2 グループは先述の消費者問題講義の受講生グループである。最初のグループは「「当事者をつくる」環境をつくる—消費者市民社会・SDGs を実現するために—」と題して、大学生が消費者市民社会に取り組むための環境づくりについて発表した。次のグループは「健康食品と消費者の意識」と題して、健康食品の類別や表示をめぐる問題について発表した。最後のグループは人文社会科学部社会経営課程企業戦略コースのマーケティングゼミナールの学生グループで、「キャッシュレス決済についての実態調査」と題

して、弘前市内で実施した調査に基づいて、キャッシュレス決済の利用や普及をめぐる問題について発表した（発表の詳細は本書第Ⅱ部を参照）。

こうしたイベントが本学学生の消費者問題に関する学習・研究の向上と弘前地域の消費者問題の取り組みの進展のために少しでも資するなら幸いである。次年度以降、質量ともにさらに発展させながら継続していきたい。

4. その他の取り組み

本学では、その他にも、青森県消費者協会と連携しながら消費者教育推進のためにいくつかの取り組みを行った。

第1に、人文社会科学部の基礎ゼミナール（初年次学生のための導入教育科目）のすべてのクラスにおいて、消費者問題に関する資料を配付し、ガイダンスを行った。資料は青森県消費者協会から提供を受けた。

第2に、青森県消費者問題研究会と同研究会会員の坂本久美子氏（青森県消費生活センター）が行った県内のキャッシュレス決済利用に関するアンケート調査に協力した（調査の結果は第Ⅲ部参照）。

第3に、2019年度消費者教育学生セミナー（2019年9月6日～7日、国民生活センター相模原事務所研修施設、日本消費者教育学会・国民生活センター主催）に人文社会科学部の学生2名を派遣した。派遣費用について、青森県消費者協会から支援を受けた。

第4に、2019年度消費生活学生フェスタ（2019年11月30日、新町キューブ、青森県消費者協会主催）に人文社会科学部の学生2名が学生委員として企画運営に参画するとともに、消費者問題講義の受講生13名が参加した。

第5に、青森県消費者協会による2019年度学校等における消費者教育推進事業（青森県委託事業）に協力するとともに、同事業の一環として組織された大学生の消費者教育実践運営検討会議に本学教員（福田進治）が委員として参画した。

（福田進治）